

**法的に義務付けられた教育です。  
職長の教育を終了していますか。**

(公社) 神奈川労務安全衛生協会横須賀支部



### 職長安全衛生教育開催のご案内

標記教育は労働安全衛生法第 60 条、同安全衛生規則第 40 条第 2 項により、事業主の責任において 12 時間以上教育を実施することが義務付けられており、必ず教育しなければならない法定教育です。

現場の安全衛生管理システムを向上させるための「労働安全衛生マネジメントシステム」及び「リスクアセスメント」についての概要もあります。

つきましては、下記の通り職長安全衛生教育を開催致しますのでご案内申し上げます。この機会に奮って受講されますよう、よろしくご申し上げます。教育修了者には修了証を交付致します。

尚、ご提出頂いた個人情報については、個人情報保護法に基づき当協会が責任を持って管理・保管し本講習の的確な実施のためのみ利用させていただきます。

敬具

#### 記

1. 講習日程・時間・費用・会場 (二日間)

日 程	時 間	定員	費 用	会 場
11 月 14 日 (火) 11 月 15 日 (水)	両日共 9:20~ 17:00	30 名	受講料 会 員 : 12,000 円 非会員 : 13,000 円 (消費税込み) テキスト代 864 円 (消費税込み)	横須賀市立勤労福祉会館 (ヴェルクよこすか) 1 日目 4 階 第二研修室 2 日目 同上 横須賀市日の出町 1-5 TEL 822-0202

2. 対象者 新任職長及び作業中の労働者を直接指導・監督する者等

3. 申込先 (公社) 神奈川労務安全衛生協会横須賀支部 横須賀市夏島町 19 番地 電話 845-9522  
住友重機械工業(株)横須賀製造所内第二本館 2 階 FAX845-9510

尚、受講のキャンセルは、前日までにご連絡が無い場合は、費用はお支払い頂きますので、あらかじめご了承下さい。

4. 振込先 湘南信用金庫田浦支店 普通口座 1 1 1 1 4 4 7  
名義：<sup>しや</sup>(社) <sup>かながわろうむあんぜんえいせいきょうかいよこすかしぶ</sup> 神奈川労務安全衛生協会横須賀支部  
※振込みの際は、振込み依頼人(貴社名)前に 17-20 を記入願います。

5. 締切り 11 月 8 日 (水) 以上

### H29 年 #2 職長安全衛生教育申込書

事業所名	所在地	担当者	電 話	F A X
	〒			
受講者名	生年月日	役職名	備 考	
①				
②				

\*お願い お手数ですが申込時に下記のいずれかに○をつけて下さい。  
(当日受付での現金支払いは、つり銭無き様お願い致します)

\*お支払方法 (1. 振込 2. 現金事前持込み 3. 当日現金)